

富田氏からご意見を頂いて

総合計画担当理事

天気8月号の会員の広場に寄せられた富田氏のご意見に関連して、先の総会で決議された「役員選任に関する定款及び細則の一部改正案」の趣旨を担当理事として今少し補足説明させていただきます。

今回の改正の主要点は、役員定数全員を直接選挙で選ぶのではなく、(もし必要ならば選挙で選ばれた人達の合意に基づき)定数枠の一部を適任者に委嘱できる仕組みを導入したことです。ここで重要なことは、学会の運営上とりわけ実務上必要とされる有能の士を委嘱の対象者として念頭においていることです。そういう人の中には学会活動に協力することを良としながらも選挙に立候補するといういささか大袈裟なことに抵抗を感じたり職務上の立場に不都合を感じたりされる人が少なくないようです。しかし、学会としては、そういう人材に役員として存分に活躍してもらえる仕組みを設けることも大切であると思います。

さて、ここで富田氏の3つのご意見に沿ってお答えしたいと思います。先ず第1の問題として委嘱に基づく役員選任は民主的運営の後退であるとお考えですが、今回の改正では、学会運営の安定性と機能性を保ちつつ従来通りの民主的運営が行われるよう配慮してありますので、今後の運営の実際を見守って頂きたいと思います。なお、参考までに数字を上げますが、過去における総会の出席者数は、定款に基づき委任状を含めて数えますと、選挙の投票者数と比べて何倍も差があるというものではありません(例えば、先の総会では委任状を含めて約1,100人で、前回の選挙の投票者は約1,600人でした)。都合で総会に出席できない会員は、委任状に個人の意見を書く事ができます。従って、当然のことですが、総会は選挙に劣らず多数意見を反映する場なのです。この点を知って頂くとともに、文書による意見表明の方法など今後検討してゆきたいと思います。

第2のご意見は委嘱対象者についてですが、委嘱は選挙で選ばれた理事候補者の人達が責任をもって判断することであり、特に制約を設ける必要はないと考えます。その委嘱の妥当性の可否は、総会で多数会員の判断に委ねられます。なお、選挙という形式から、た

またまだ定数枠に入らず当選しなかったとしても、それでその人が役員として不適格と見なされたとは言えないと思います。ただし、役員候補者になるための得票最低条件を満たさない場合には、当然委嘱の対象者にはなりません。

第3のご意見ですが、ご指摘通りの問題を含んでいます。即ち、選挙で選ばれた人をなぜもう一度総会に懸けるのか、というご指摘です。これについては、東北支部の山岸会員からも同様のご意見が総会以前に寄せられておりました。常任理事会でもこれは時間をかけて検討した主問題の一つでした。

役員を選任を総会で最終確定する形になった主な理由は、選挙で選ばれた人達と彼らに委嘱された人達とが同じ責任意識で学会運営に当たるべく両者に役員として差異をもたらさないよう、また同様に、今回の改正で始まる地方区選出候補と全国区選出候補との間に基本的差異をもたらさないよう、最終的に同じ土俵で選任される形が「法的に」必要であったためです。

従って、総会で選任するとは言っても、選挙で選ばれた人達を総会の場であれこれ審議するということは改正の本意ではありません。即ち、総会での選任は選挙結果の報告をもって終わる程度に取り仕切られるべきです。文部省の担当官にもその旨が説明してあります。いずれにせよ、細則に基づく選挙をそのまま生かすことが改正の趣旨であります。

富田氏のご提案については、以上の説明から理事会の考え方がお分かりかと思っておりますので、くどくどならないよう省略させていただきます。今回の改正は、現行の役員体制の矛盾を少しでも改善すべく色々な制約の下に試みたぎりぎりのものに過ぎません。従って、良くないところが出てくれば、その都度、会員の意見を反映させながら、運用してゆく必要があると考えます。富田氏のように、学会運営に高い関心をおもちの会員がおられる限りは、学会の民主的運営は損なわれることはあるまいと心強く思う次第です。また、広く会員の関心の高からんことをこの場を借りてお願い致します。(文責・木田)